

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年 7 月19日
【計算期間】	第15期（自 2018年 4 月24日 至 2019年 4 月22日）
【ファンド名】	フコクＳＲＩ（社会的責任投資）ファンド
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	欧州	
債券	年6回	アジア	
一般	(隔月)	オセアニア	
公債	年12回	中南米	
社債	(毎月)	アフリカ	
その他債券	日々	中近東	
クレジット属性	その他	(中東)	
()	()	エマージング	
不動産投信			ファンド・オブ・
その他資産			ファンズ
(投資信託証券 (株式))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「国 内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株 式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年 1 回」...目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

ファンドの特色

ファンドのコンセプト

**社会的責任を果たすことにより、
持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業に投資します。**

▶ 「最も着実な成長を期待できる企業は、社会的責任を果たすことにより、持続可能な経済の成長を推進する企業」との考えに基づき、「財務」「環境」「社会・倫理」の視点から調査・分析し投資します。

▶ アナリスト、ファンドマネージャーによる社会的責任に係る個別企業の直接訪問調査を重視します。

▶ 株式の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

投資顧問会社：富国生命投資顧問(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第458号 加入協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

富国生命グループの投資顧問会社として、1986年7月設立。SRI（社会的責任投資）の運用については、2003年12月より開始。SRIの運用においては、CSR（企業の社会的責任）面にかかる自社での直接取材に運用会社としていち早く取り組んでいます。SRI担当者が企業のCSR面での評価を、株式担当のアナリストが財務面での評価を行います。

投資プロセス

社会的責任を果たす優れた企業に投資するため、企業の社会的責任（CSR）についての個別企業調査を重視します。

- ▶ **投資対象** わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- ▶ **調査対象銘柄** 富国生命投資顧問(株)のアナリスト、ファンドマネージャーが社会的責任（財務、環境、社会・倫理）について調査を行う企業です。
- ▶ **SRIバイリスト** 調査対象銘柄に対して、独自基準により企業の「環境面」「社会・倫理面」を評価し、SRIバイリストを構築します。
- ▶ **ポートフォリオ** SRIバイリストの中から、社会的責任（財務、環境、社会・倫理）に優れた企業を選択し、ポートフォリオの収益性やリスク水準を考慮しつつ、ポートフォリオを構築します。ベンチマークは東証株価指数(TOPIX)[※]とします。



企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility=CSR）



SRI(社会的責任投資)とは・・・

SRIとは、Socially Responsible Investmentの略語であり、日本においては一般的に「社会的責任投資」と呼ばれています。

SRIは、企業の社会的責任（CSR）を評価して運用を行う投資手法です。CSRとは、企業の「財務面」「環境面」「社会・倫理面」での責任を指します。

企業が社会的責任を果たすことは、「成長機会の創出」「事業の社会的・経済的な長期安定」を通じた、企業競争力の向上につながると考えられています。

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

モニタリング

▶ SRIアナリストおよびファンドマネージャーは、ポートフォリオ構築銘柄に対して継続的なモニタリングを行います。企業の社会的責任（CSR）の観点から問題のある事件等が発生した場合は、調査を行ったうえで投資を継続するかどうかを判断します。

収益分配について

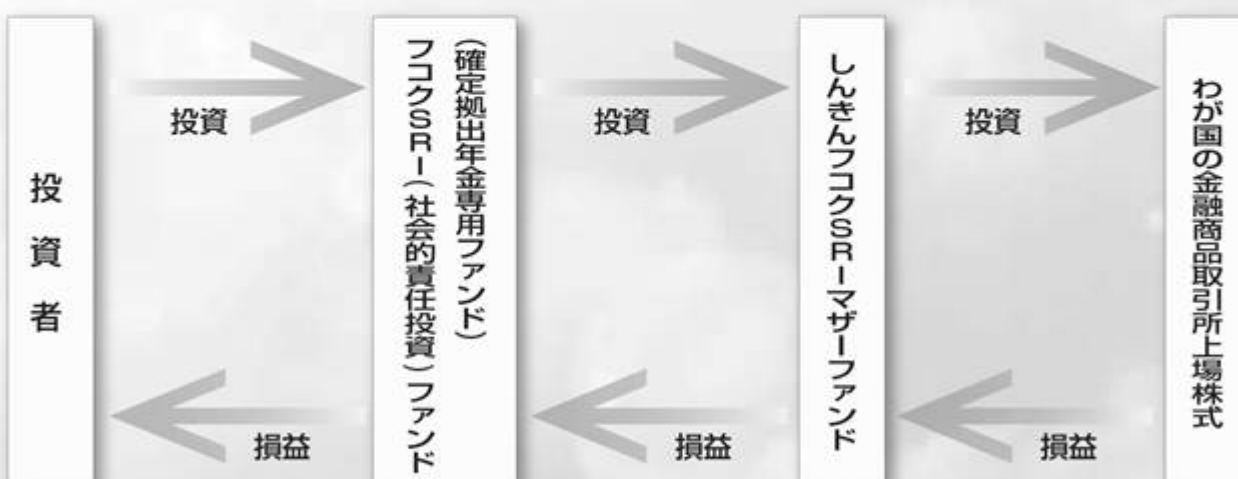
▶ 年1回の決算時（4月21日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

＜収益分配方針＞

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

運用の方式

▶ 運用はファミリーファンド方式の形態で行います。



「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」は「しんきんフコクSRIマザーファンド」の受益証券を主要投資対象として運用を行うファンドです。このような運用方法を「ファミリーファンド方式」といいます。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（子投資信託）とし、その資金を主として「マザーファンド（親投資信託）」の受益証券に投資して、実質的な運用を「マザーファンド（親投資信託）」で行う仕組みです。

主な投資制限

▶ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
▶ 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

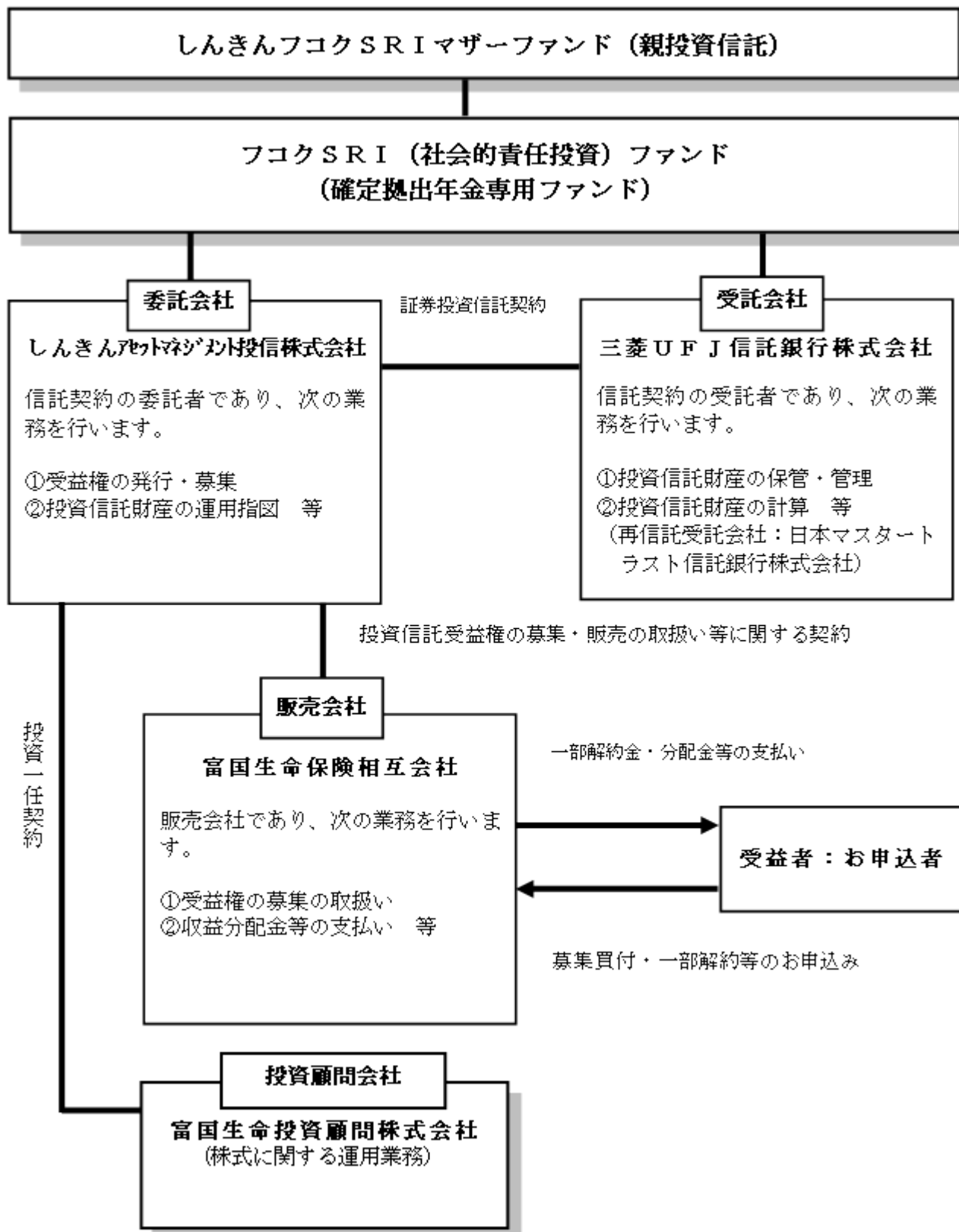
- ・5,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2004年4月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

親投資信託である「しんきんフコクス R I マザーファンド」（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
 - a．投資にあたっては、我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - b．東証株価指数（ T O P I X ）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
 - c．銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。
 - d．株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - e．親投資信託の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 2) 株式以外の資産への実質投資割合（投資信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が投資信託財産の総額に占める割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 3) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １） 有価証券
- ２） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。）
- ３） 金銭債権
- ４） 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

- １） 株券または新株引受権証書
- ２） 国債証券
- ３） 地方債証券
- ４） 特別の法律により法人の発行する債券
- ５） 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８） 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９） 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債券信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし
す。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受
益証券に限ります。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の
受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

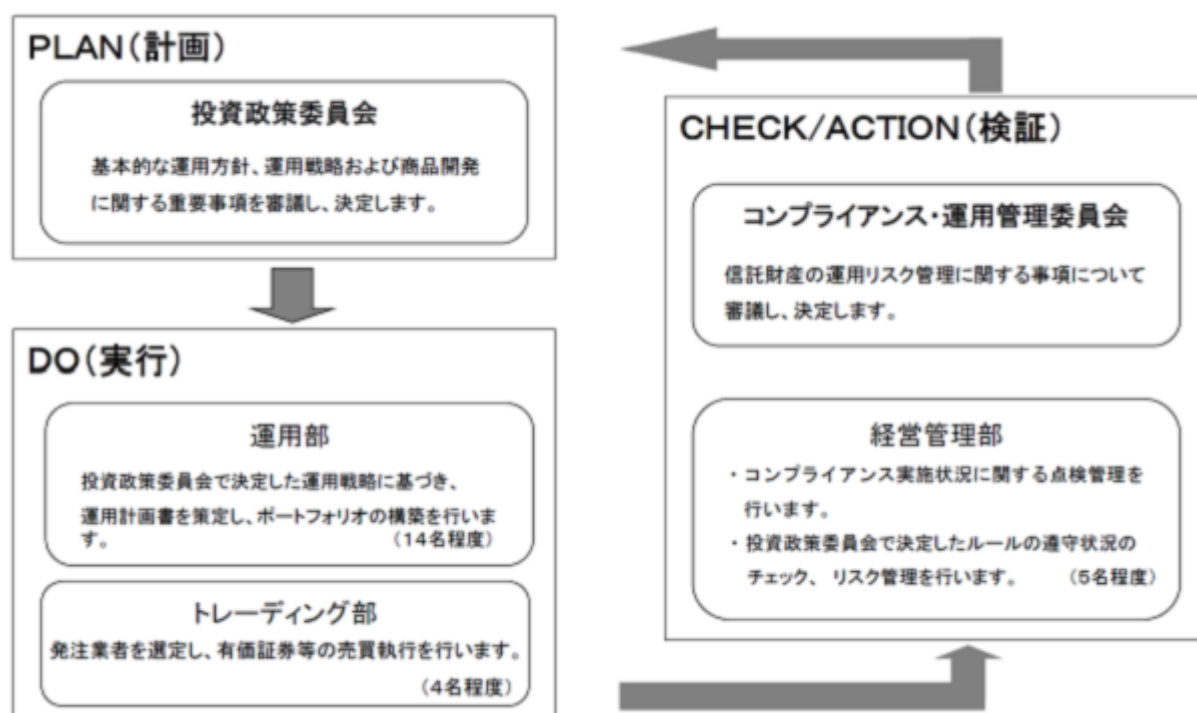
委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
す。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

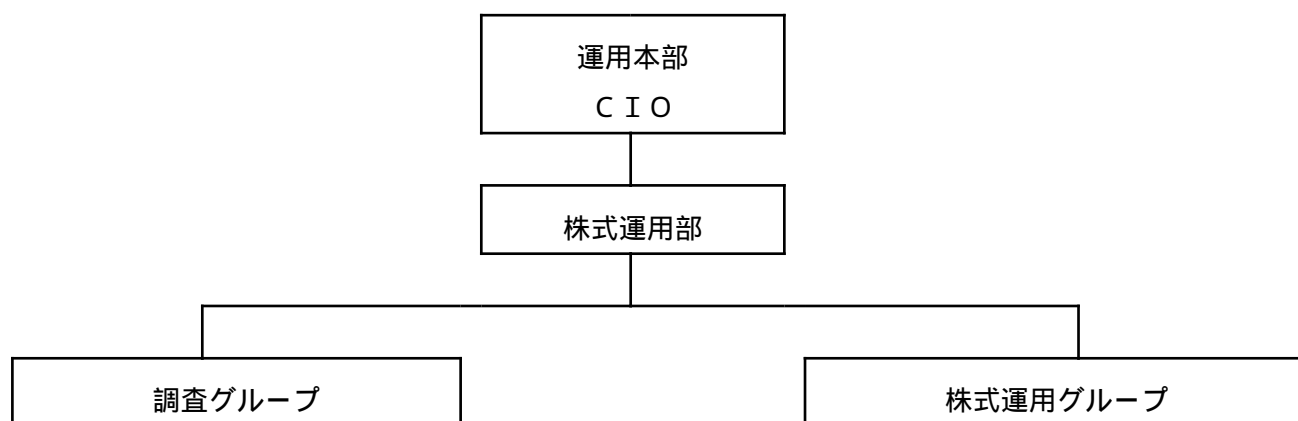
投資政策委員会において、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な運用方針を策定します。また、基本的な運用方針に基づき、当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

< 参考 >

当ファンドの主要投資対象である「しんきんフコクSRIマザーファンド」（親投資信託）の運用は、富国生命投資顧問株式会社に委任しています。

富国生命投資顧問株式会社では、CIOを運用における最高投資責任者とし、株式運用部内における株式運用グループが実際の運用を担当します。



ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（4月21日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（親投資信託の受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債または新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前号の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、我が国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等もとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前号の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前号の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

- ・ 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社

法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）

が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> しんきんフコクSRIマザーファンドの概要

（１）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 2) 東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 3) 銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5) 運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りま。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社（約款第14条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下約款第13条（運用の基本方針）、約款第15条（投資する株式等の範囲）から約款第23条（公社債の借入れ）まで、約款第28条（有価証券売却等の指図）および約款第29条（再投資の指図）について同じ。）は、信託金

を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債券信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。

ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該企業が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

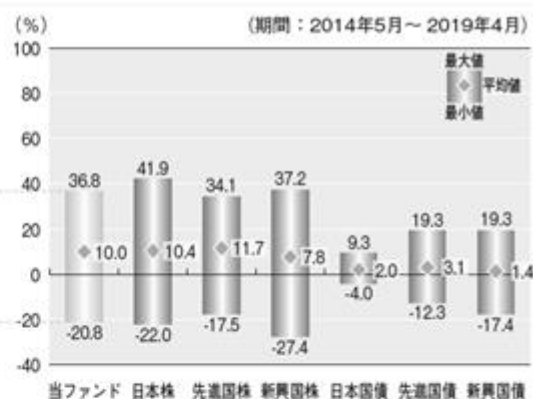
リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

● 当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移



● 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信株式が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年5月～2019年4月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
【日本株】	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
【先進国株】	MSCI-KOKUSAI インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
【新興国株】	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
【日本国債】	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
【先進国債】	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
【新興国債】	JPモルガン・ガバメント・ボンド・ インデックス・エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率1.512%* (税抜1.40%) * 消費税率が10%になった場合は、年率1.54%となります。		
	1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数/365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。		
	支 払 先	配分（税抜）および役務の内容	
	委 託 会 社	純資産総額に対して、年率0.68%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販 売 会 社	純資産総額に対して、年率0.64%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受 託 会 社	純資産総額に対して、年率0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社の信託報酬には富国生命投資顧問株式会社への投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は、計算期間を通じて毎日、当ファンドに係る「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産額に対し、下記の投資顧問料率（年率）を乗じて得た額とします。

「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産額		投資顧問料率（税抜）
10億円までの部分	に対して	0.45%
10億円超～20億円までの部分	に対して	0.35%
20億円超～30億円までの部分	に対して	0.30%
30億円超～50億円までの部分	に対して	0.25%
50億円超～100億円までの部分	に対して	0.20%
100億円超～200億円までの部分	に対して	0.15%
200億円超～300億円までの部分	に対して	0.14%
300億円超～500億円までの部分	に対して	0.13%
500億円超	に対して	0.125%

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00756%（税抜0.007%）を乗じて計算し、毎計算期の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。（消費税率が10%となった場合は、年率0.0077%（税抜0.007%）となります。）

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

- ・ 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- ・ 配当控除の適用があります。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用ファンドですので、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法および確定拠出年金法等が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は2019年4月26日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,203,318,872	99.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,211,900	0.08
合計（純資産総額）		5,207,530,772	100.00

(参考) しんきんフコクSRIマザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,319,154,660	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		93,221,258	1.45
合計（純資産総額）		6,412,375,918	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託 受益証券	しんきんフ コクSRI マザーファ ンド	2,409,724,852	2.1549	5,192,716,084	2.1593	5,203,318,872	99.92

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.92
合計	99.92

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）しんきんフコクＳＲＩマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄（国内株式）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	44,600	4,575.00	204,045,000	4,616.00	205,873,600	3.21
2	日本	株式	ソニー	電気機器	38,300	5,310.00	203,373,000	5,212.00	199,619,600	3.11
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	49,200	3,647.00	179,432,400	3,689.00	181,498,800	2.83
4	日本	株式	日本電産	電気機器	11,200	15,820.00	177,184,000	15,785.00	176,792,000	2.76
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	43,000	4,061.00	174,623,000	4,021.00	172,903,000	2.70
6	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	82,500	2,003.00	165,247,500	2,000.00	165,000,000	2.57
7	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	25,200	6,210.00	156,492,000	6,300.00	158,760,000	2.48
8	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	28,400	5,070.00	143,988,000	5,300.00	150,520,000	2.35
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	47,800	3,107.30	148,529,240	3,101.00	148,227,800	2.31
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	846,100	174.20	147,390,620	173.50	146,798,350	2.29
11	日本	株式	オービック	情報・通信業	11,300	12,020.00	135,826,000	12,860.00	145,318,000	2.27
12	日本	株式	小松製作所	機械	45,800	2,840.50	130,094,900	2,852.00	130,621,600	2.04
13	日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	34,300	3,760.00	128,968,000	3,785.00	129,825,500	2.02
14	日本	株式	ニフコ	化学	39,800	3,205.00	127,559,000	3,130.00	124,574,000	1.94
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	37,700	3,020.00	113,854,000	3,056.00	115,211,200	1.80
16	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	27,900	3,969.00	110,735,100	3,864.00	107,805,600	1.68
17	日本	株式	商船三井	海運業	37,900	2,828.00	107,181,200	2,820.00	106,878,000	1.67
18	日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	132,600	795.80	105,523,080	789.10	104,634,660	1.63
19	日本	株式	テルモ	精密機器	31,100	3,207.00	99,737,700	3,347.00	104,091,700	1.62
20	日本	株式	資生堂	化学	11,700	8,403.00	98,315,100	8,718.00	102,000,600	1.59
21	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	22,300	4,410.00	98,343,000	4,505.00	100,461,500	1.57
22	日本	株式	島津製作所	精密機器	32,900	3,075.00	101,167,500	2,974.00	97,844,600	1.53
23	日本	株式	丸井グループ	小売業	42,100	2,242.00	94,388,200	2,257.00	95,019,700	1.48
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	16,900	5,629.00	95,130,100	5,602.00	94,673,800	1.48
25	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	19,600	4,821.00	94,491,600	4,829.00	94,648,400	1.48
26	日本	株式	J．フロント リテイリング	小売業	69,400	1,347.00	93,481,800	1,355.00	94,037,000	1.47
27	日本	株式	D O W Aホールディングス	非鉄金属	26,000	3,750.00	97,500,000	3,615.00	93,990,000	1.47
28	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	23,700	3,773.00	89,420,100	3,859.00	91,458,300	1.43
29	日本	株式	オムロン	電気機器	15,200	6,080.00	92,416,000	5,950.00	90,440,000	1.41
30	日本	株式	東レ	繊維製品	117,600	786.10	92,445,360	758.00	89,140,800	1.39

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
株式	98.55
合計	98.55

業種別投資比率

業種	投資比率（％）
建設業	2.63
食料品	4.75
繊維製品	1.39
パルプ・紙	1.02
化学	7.93
医薬品	2.68
ガラス・土石製品	4.83
鉄鋼	0.99
非鉄金属	2.38
機械	3.36
電気機器	13.76
輸送用機器	6.13
精密機器	4.00
その他製品	5.24
電気・ガス業	1.12
陸運業	4.66
海運業	1.67
情報・通信業	6.52
卸売業	4.37
小売業	4.37
銀行業	6.67
保険業	2.31
不動産業	1.63
サービス業	4.12
合計(対純資産総額比)	98.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年4月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第6計算期間末（2010年4月21日）	2,609,722,477	2,609,722,477	8,671	8,671
第7計算期間末（2011年4月21日）	2,357,609,756	2,357,609,756	7,602	7,602
第8計算期間末（2012年4月23日）	2,407,581,933	2,407,581,933	7,537	7,537
第9計算期間末（2013年4月22日）	3,367,717,709	3,418,926,818	10,522	10,682
第10計算期間末（2014年4月21日）	3,553,423,858	3,605,188,344	10,983	11,143
第11計算期間末（2015年4月21日）	4,658,833,060	4,729,328,002	14,539	14,759
第12計算期間末（2016年4月21日）	4,217,738,432	4,217,738,432	13,094	13,094
第13計算期間末（2017年4月21日）	4,411,138,753	4,481,808,205	13,732	13,952
第14計算期間末（2018年4月23日）	5,436,071,748	5,526,869,314	16,764	17,044
第15計算期間末（2019年4月22日）	5,199,396,965	5,199,396,965	15,920	15,920
2018年4月末日	5,535,789,606	—	16,999	—
5月末日	5,517,331,442	—	16,923	—
6月末日	5,476,420,172	—	16,771	—
7月末日	5,475,279,488	—	16,782	—
8月末日	5,427,346,133	—	16,609	—
9月末日	5,759,712,260	—	17,645	—
10月末日	5,119,065,319	—	15,693	—
11月末日	5,199,422,459	—	15,896	—
12月末日	4,708,509,733	—	14,383	—
2019年1月末日	4,960,525,871	—	15,155	—
2月末日	5,056,474,734	—	15,449	—
3月末日	5,100,099,496	—	15,590	—
4月末日	5,207,530,772	—	15,950	—

（注）基準価額は受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たりの収益分配金（円）
第6期	2009年4月22日～2010年4月21日	0
第7期	2010年4月22日～2011年4月21日	0
第8期	2011年4月22日～2012年4月23日	0
第9期	2012年4月24日～2013年4月22日	160
第10期	2013年4月23日～2014年4月21日	160
第11期	2014年4月22日～2015年4月21日	220
第12期	2015年4月22日～2016年4月21日	0
第13期	2016年4月22日～2017年4月21日	220
第14期	2017年4月22日～2018年4月23日	280

第15期	2018年 4月24日 ~ 2019年 4月22日	0
------	---------------------------	---

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第6期	2009年 4月22日～2010年 4月21日	24.01
第7期	2010年 4月22日～2011年 4月21日	12.33
第8期	2011年 4月22日～2012年 4月23日	0.86
第9期	2012年 4月24日～2013年 4月22日	41.73
第10期	2013年 4月23日～2014年 4月21日	5.90
第11期	2014年 4月22日～2015年 4月21日	34.38
第12期	2015年 4月22日～2016年 4月21日	9.94
第13期	2016年 4月22日～2017年 4月21日	6.55
第14期	2017年 4月22日～2018年 4月23日	24.12
第15期	2018年 4月24日～2019年 4月22日	5.03

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第6期	2009年 4月22日～2010年 4月21日	106,827,937	37,158,031
第7期	2010年 4月22日～2011年 4月21日	163,686,654	72,177,971
第8期	2011年 4月22日～2012年 4月23日	141,427,685	48,320,737
第9期	2012年 4月24日～2013年 4月22日	143,670,775	137,597,116
第10期	2013年 4月23日～2014年 4月21日	231,091,740	196,380,678
第11期	2014年 4月22日～2015年 4月21日	169,776,627	200,741,423
第12期	2015年 4月22日～2016年 4月21日	204,917,317	188,126,657
第13期	2016年 4月22日～2017年 4月21日	140,153,360	149,011,769
第14期	2017年 4月22日～2018年 4月23日	199,734,144	169,211,735
第15期	2018年 4月24日～2019年 4月22日	143,782,361	120,627,536

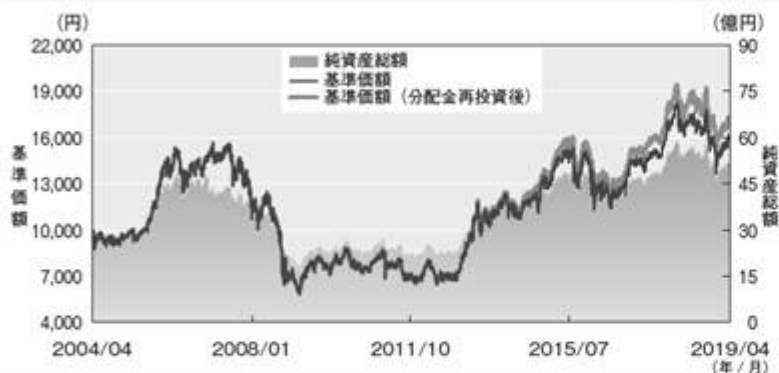
(参考情報)運用実績

データは2019年4月26日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	15,950円
純資産総額	52.08億円

分配の推移 税引前

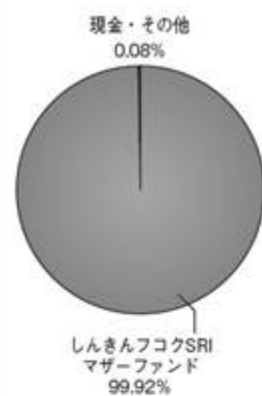
決算期	分配金
2019年4月	0円
2018年4月	280円
2017年4月	220円
2016年4月	0円
2015年4月	220円
設定来累計	1,080円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率



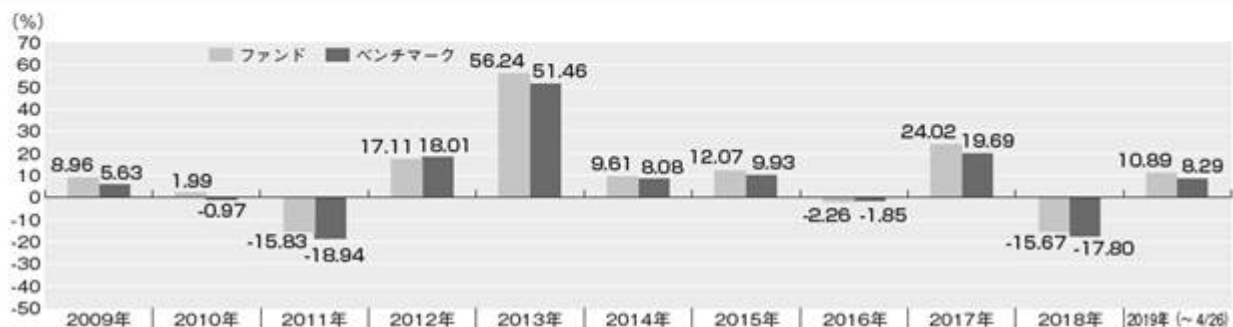
●（参考）しんきんフコクSRIマザーファンドの状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄名	投資比率	順位	業種	投資比率
1	日本電信電話	3.21%	1	電気機器	13.76%
2	ソニー	3.11%	2	化学	7.93%
3	日立製作所	2.83%	3	銀行業	6.67%
4	日本電産	2.76%	4	情報・通信業	6.52%
5	三井住友フィナンシャルグループ	2.70%	5	輸送用機器	6.13%
6	伊藤忠商事	2.57%	6	その他製品	5.24%
7	豊田自動織機	2.48%	7	ガラス・土石製品	4.83%
8	パナソニックホールディングス	2.35%	8	食料品	4.75%
9	本田技研工業	2.31%	9	陸運業	4.66%
10	みずほフィナンシャルグループ	2.29%	10	小売業	4.37%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※しんきんフコクSRIマザーファンドの純資産総額は、6.412百万円です。

年間収益率の推移（期間：2009年～2019年）



※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 受益権の取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて、受益権の取得の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。なお、上記にかかわらず、ファンド設定のため販売会社である富国生命保険相互会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
- (3) 販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位で申込みを受付けることができます。
- (4) 受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 取得申込代金につきましては、販売会社の定める期日までに、販売会社の定める所定の方法により、販売会社にお支払いください。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞ しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） ＜コールセンター＞0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00） ＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp
--

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (2) 解約請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、一部解約の実行を請求ができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用ファンドです。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。委託会社または取扱販売会社が取得した場合には、確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

一部解約金に係る収益調整金^{（注）}は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。
（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1)「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」（確定拠出年金専用ファンド）

マザーファンド（しんきんフコクSRIマザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2)「しんきんフコクSRIマザーファンド」

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「（５）その他」の ファンドの繰上償還条項により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年４月２２日から翌年４月２１日までを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第１計算期間は２００４年４月２７日から２００５年４月２１日までとし、最終計算期間の終了日は約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- １） 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２） 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３） 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４） 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ５） 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ６） 上記３）から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記３）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ７） 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ８） 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する

る委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記 4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記 1)から 5)までの規定に従います。

反対者の買取請求権

前記の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

投資顧問会社との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎計算期間の末日（原則4月21日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１） 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日まで、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとしします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日まで、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金(解約)手続等」をご参照ください。

（４） 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2018年4月24日から2019年4月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

フコクSRI（社会的責任投資）ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018年4月23日現在)	当期 (2019年4月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,448,883	29,526,466
親投資信託受益証券	5,427,454,673	5,196,729,121
未収入金	104,000,000	12,000,000
流動資産合計	5,568,903,556	5,238,255,587
資産合計	5,568,903,556	5,238,255,587
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	90,797,566	-
未払解約金	-	1,223,233
未払受託者報酬	2,395,729	2,144,383
未払委託者報酬	39,529,362	35,382,246
未払利息	109	85
その他未払費用	109,042	108,675
流動負債合計	132,831,808	38,858,622
負債合計	132,831,808	38,858,622
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 3,242,770,246	1, 2 3,265,925,071
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,193,301,502	1,933,471,894
（分配準備積立金）	1,889,046,677	1,859,185,757
元本等合計	5,436,071,748	5,199,396,965
純資産合計	5,436,071,748	5,199,396,965
負債純資産合計	5,568,903,556	5,238,255,587

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2017年 4月22日 至 2018年 4月23日)	当期 (自 2018年 4月24日 至 2019年 4月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,147,959,194	195,425,552
営業収益合計	1,147,959,194	195,425,552
営業費用		
支払利息	19,022	17,166
受託者報酬	4,477,142	4,524,588
委託者報酬	¹ 73,872,663	¹ 74,655,506
その他費用	218,906	222,423
営業費用合計	78,587,733	79,419,683
営業利益又は営業損失（ ）	1,069,371,461	274,845,235
経常利益又は経常損失（ ）	1,069,371,461	274,845,235
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,069,371,461	274,845,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	40,504,776	8,577,863
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,198,890,916	2,193,301,502
剰余金増加額又は欠損金減少額	120,361,750	87,944,291
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	120,361,750	87,944,291
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,020,283	81,506,527
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,020,283	81,506,527
分配金	² 90,797,566	² -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,193,301,502	1,933,471,894

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2018年4月24日から2019年4月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2018年4月23日現在)	当期 (2019年4月22日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,212,247,837円 期中追加設定元本額 199,734,144円 期中一部解約元本額 169,211,735円	期首元本額 3,242,770,246円 期中追加設定元本額 143,782,361円 期中一部解約元本額 120,627,536円
2 計算期間末日における受益権の総数	3,242,770,246口	3,265,925,071口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2017年4月22日 至 2018年4月23日)	当期 (自 2018年4月24日 至 2019年4月22日)
1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.45%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 89,970,675円	A 費用控除後の配当等収益額 38,645,347円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 706,453,321円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 876,822,454円	C 収益調整金額 965,386,751円
D 分配準備積立金額 1,183,420,247円	D 分配準備積立金額 1,820,540,410円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,856,666,697円	E 当ファンドの分配対象収益額 2,824,572,508円
F 当ファンドの期末残存口数 3,242,770,246口	F 当ファンドの期末残存口数 3,265,925,071口
G 10,000口当たり収益分配対象額 8,809円	G 10,000口当たり収益分配対象額 8,648円
H 10,000口当たり分配金額 280円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 90,797,566円	I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2017年 4月22日 至 2018年 4月23日)	当期 (自 2018年 4月24日 至 2019年 4月22日)
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2018年 4月23日現在)	当期 (2019年 4月22日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2018年4月23日現在)	当期 (2019年4月22日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,099,332,764円	191,238,861円
合計	1,099,332,764円	191,238,861円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2018年4月23日現在)	当期 (2019年4月22日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自2017年4月22日 至2018年4月23日)	当期 (自2018年4月24日 至2019年4月22日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2018年4月23日現在)	当期 (2019年4月22日現在)
1口当たり純資産額 1.6764円 (1万口当たり純資産額 16,764円)	1口当たり純資産額 1.5920円 (1万口当たり純資産額 15,920円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんフコクSRI マザーファンド	2,411,587,137	5,196,729,121	
親投資信託受益証券 合計		2,411,587,137	5,196,729,121	
合計		2,411,587,137	5,196,729,121	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんフコクＳＲＩマザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2018年４月23日現在	2019年４月22日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		31,555,003	30,880,523
株式		6,643,649,530	6,305,532,460
未収入金		99,388,532	12,588,811
未収配当金		52,355,980	70,270,895
流動資産合計		6,826,949,045	6,419,272,689
資産合計		6,826,949,045	6,419,272,689
負債の部			
流動負債			
未払解約金		104,000,000	12,000,000
未払利息		92	89
その他未払費用		907	664
流動負債合計		104,000,999	12,000,753
負債合計		104,000,999	12,000,753
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	3,008,016,095	2,973,371,167
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,714,931,951	3,433,900,769
元本等合計		6,722,948,046	6,407,271,936
純資産合計		6,722,948,046	6,407,271,936
負債純資産合計		6,826,949,045	6,419,272,689

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2018年4月23日現在	2019年4月22日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,120,804,177円 期中追加設定元本額 90,091,086円 期中一部解約元本額 202,879,168円	期首元本額 3,008,016,095円 期中追加設定元本額 36,249,367円 期中一部解約元本額 70,894,295円
元本の内訳	フコクSRI（社会的責任投資）ファンド 2,428,391,353円 しんきんSRIファンド 579,624,742円 合計 3,008,016,095円	フコクSRI（社会的責任投資）ファンド 2,411,587,137円 しんきんSRIファンド 561,784,030円 合計 2,973,371,167円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,008,016,095口	2,973,371,167口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2017年4月22日 至 2018年4月23日	自 2018年4月24日 至 2019年4月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2018年4月23日現在	2019年4月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2018年4月23日現在	2019年4月22日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	974,918,116円	420,489,999円
合計	974,918,116円	420,489,999円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2018年4月23日現在	2019年4月22日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2017年4月22日 至 2018年4月23日	自 2018年4月24日 至 2019年4月22日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

2018年4月23日現在	2019年4月22日現在
1口当たり純資産額 2.2350円 (1万口当たり純資産額 22,350円)	1口当たり純資産額 2.1549円 (1万口当たり純資産額 21,549円)

（3） 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
大林組	74,300	1,077.00	80,021,100	
大和ハウス工業	43,700	3,038.00	132,760,600	
明治ホールディングス	7,600	8,730.00	66,348,000	
アサヒグループホールディングス	19,600	4,821.00	94,491,600	
キリンホールディングス	27,500	2,498.50	68,708,750	
日本たばこ産業	28,900	2,579.50	74,547,550	
東レ	117,600	786.10	92,445,360	
レンゴー	67,000	983.00	65,861,000	
旭化成	57,900	1,138.50	65,919,150	
三菱ケミカルホールディングス	132,600	795.80	105,523,080	
積水化学工業	39,700	1,775.00	70,467,500	
資生堂	11,700	8,403.00	98,315,100	
エフピコ	6,000	6,680.00	40,080,000	
ニフコ	39,800	3,205.00	127,559,000	
協和発酵キリン	30,900	2,034.00	62,850,600	
ロート製薬	10,600	3,085.00	32,701,000	

ペプチドリーム	15,600	5,970.00	93,132,000	
A G C	34,300	3,760.00	128,968,000	
住友大阪セメント	7,100	4,590.00	32,589,000	
T O T O	18,500	4,755.00	87,967,500	
日本碍子	37,100	1,659.00	61,548,900	
ジェイ エフ イー ホールディングス	33,300	1,948.50	64,885,050	
D O W Aホールディングス	26,000	3,750.00	97,500,000	
住友電気工業	39,700	1,524.50	60,522,650	
ディスコ	2,500	19,710.00	49,275,000	
小松製作所	45,800	2,840.50	130,094,900	
日本精工	32,100	1,188.00	38,134,800	
日立製作所	49,200	3,647.00	179,432,400	
日本電産	11,200	15,820.00	177,184,000	
オムロン	20,400	6,080.00	124,032,000	
ソニー	38,300	5,310.00	203,373,000	
リオン	7,800	2,047.00	15,966,600	
ローム	5,900	8,410.00	49,619,000	
浜松ホトニクス	22,300	4,410.00	98,343,000	
豊田自動織機	25,200	6,210.00	156,492,000	
日野自動車	31,100	1,049.00	32,623,900	
アイシン精機	12,500	4,795.00	59,937,500	
スズキ	14,200	5,155.00	73,201,000	
テルモ	31,100	3,207.00	99,737,700	
島津製作所	32,900	3,075.00	101,167,500	
タムロン	25,300	2,197.00	55,584,100	
パンダイナムコホールディングス	28,400	5,070.00	143,988,000	
ヤマハ	16,300	5,650.00	92,095,000	
ビジョン	11,000	4,815.00	52,965,000	
任天堂	1,200	38,560.00	46,272,000	
大阪瓦斯	34,900	2,057.00	71,789,300	
東京急行電鉄	70,100	1,774.00	124,357,400	
東日本旅客鉄道	8,200	10,135.00	83,107,000	
日本通運	10,000	6,110.00	61,100,000	
日立物流	23,900	3,140.00	75,046,000	
商船三井	37,900	2,828.00	107,181,200	
オービック	12,600	12,020.00	151,452,000	
日本ユニシス	14,600	2,769.00	40,427,400	
日本電信電話	44,600	4,575.00	204,045,000	
伊藤忠商事	82,500	2,003.00	165,247,500	
三菱商事	37,700	3,020.00	113,854,000	
J．フロント リテイリング	69,400	1,347.00	93,481,800	
セブン&アイ・ホールディングス	23,700	3,773.00	89,420,100	
丸井グループ	42,100	2,242.00	94,388,200	

三井住友トラスト・ホールディングス	27,900	3,969.00	110,735,100	
三井住友フィナンシャルグループ	43,000	4,061.00	174,623,000	
みずほフィナンシャルグループ	846,100	174.20	147,390,620	
S O M P Oホールディングス	12,900	4,229.00	54,554,100	
東京海上ホールディングス	16,900	5,629.00	95,130,100	
パーク 2 4	13,900	2,368.00	32,915,200	
三菱地所	38,500	1,841.50	70,897,750	
リンクアンドモチベーション	34,300	861.00	29,532,300	
エムスリー	43,200	1,841.00	79,531,200	
オリエンタルランド	5,300	12,570.00	66,621,000	
セコム	9,100	9,173.00	83,474,300	
合計	2,995,000		6,305,532,460	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年4月26日現在）

資産総額	5,212,088,175	円
負債総額	4,557,403	円
純資産総額（ - ）	5,207,530,772	円
発行済数量	3,264,916,804	口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5950	円

（参考）しんきんフコクSRIマザーファンド

資産総額	6,673,913,824	円
負債総額	261,537,906	円
純資産総額（ - ）	6,412,375,918	円
発行済数量	2,969,652,647	口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1593	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６） 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７） 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８） 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年4月26日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	68	836,663
単位型公社債投資信託	4	14,309
単位型株式投資信託	32	94,345
合計	104	945,318

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1． 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2． 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3． 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	730,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	3,430,510
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	757,619
当期末残高	—	—	4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（ 5 年 ）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(１) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(２) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分) 0.0582%	(2018年3月分) 0.0676%

(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
----------	--	--

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	-	5
繰延税金負債 合計	-	5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	1,926,104千円 160,021千円 144,916千円 49,958千円	未払手数料	142,775千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,086,194 千円 171,273 千円 111,204 千円 49,958 千円	未払 手数料	166,032 千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	445,847 千円	未払 手数料	90,195 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

富国生命保険相互会社（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本の額

116,000百万円（基金および基金償却積立金）（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

保険業法に基づき生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円（2019年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

3 - (1) 名称

富国生命投資顧問株式会社（投資顧問会社）

(2) 資本の額

498.4百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受けて、金融商品に係わる投資運用業務および投資助言業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 富国生命保険相互会社（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

(3) 富国生命投資顧問株式会社（投資顧問会社）

委託会社から当ファンドのマザーファンドにおける運用指図（国内短期金融資産の運用指図を除きます）に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

販売会社：該当事項はありません。

受託会社：該当事項はありません。

投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|------------|--|
| (1)有価証券報告書 | 2018年7月13日
関東財務局長に提出 |
| (2)有価証券届出書 | 2018年7月13日
2018年12月21日
関東財務局長に提出 |
| (3)半期報告書 | 2018年12月21日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコクSRI（社会的責任投資）ファンドの2018年4月24日から2019年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコクSRI（社会的責任投資）ファンドの2019年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。